

学習指導要領の改訂に伴う学習評価の改善等に係る説明実施要領

義務教育課

1 目的

学習指導要領改訂の趣旨を踏まえて、指導と評価の一体化のための学習評価の在り方について、周知を図ることにより、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるようにするとともに、学習や指導の改善に資する。

2 対象

県内の市町村（学校組合）立小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、臨時的任用教員

3 内容

義務教育課にて作成したプレゼンテーション資料（音声入り自動再生）を用いて、各学校における校内研修等の時間を活用して実施する。

(1) 概要版（総説、総合的な学習の時間、特別活動）〔50分程度〕

※ 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所）「第1編 総説」をもとに作成

I 平成29年改訂を踏まえた学習評価の改善

- 学習評価の意義
- 改善の方向性

II 学習評価の基本的な流れ

- 目標と観点の趣旨との対応関係
- 内容のまとまりごとの評価規準の作成
- 評価の計画を立てることの重要性
- 観点別学習状況の評価に係る記録の総括

III 総合的な学習の時間における学習評価

IV 特別活動における学習評価

(2) 各教科〔15分程度〕

小学校：国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語

中学校：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語

※ 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所）「第2編 各教科等における『内容のまとまりごとの評価規準』を作成する際の手順」及び「第3編 単元（題材）ごとの学習評価について（事例）」をもとに作成

I 「評価の観点」とその趣旨、並びに「内容のまとまりごとの評価規準」作成の手順

II 学習評価を行うに当たっての基本的な考え方、留意点等

4 実施（視聴）教科等

(1) 「概要版（総説、総合的な学習の時間、特別活動）」については、対象者全員が視聴する。

(2) 小学校においては、上記「(1)」を視聴した上で、その他の教科のうち1教科以上を視聴する。

※外国語を担当する教員は、「外国語」のプレゼンテーションを必ず視聴すること。

(3) 中学校においては、上記「(1)」を視聴した上で、主たる担当教科を視聴する。

※現段階において「中学校 総合的な学習の時間」の参考資料が公表されていないため、「小学校 総合的な学習の時間」の内容を視聴することで代替する。参考資料が公表され次第、「中学校 総合的な学習の時間」のプレゼンテーション資料を作成し、視聴できるようにする。

5 実施に当たって

(1) プレゼンテーション資料データのダウンロード

福岡県庁ホームページ「義務教育課各種資料のページ」よりプレゼンテーション資料データをダウンロードする。

福岡県庁ホームページ トップページ > 組織から探す > 義務教育課
> 各種資料のページ > 推進事業等に関する各種資料のページ

(2) プレゼンテーション資料について

プレゼンテーション資料は、読み取り専用で設定しているため、データを開いた際に以下のような画面となる。右の「読み取り専用」をクリックして開く。

※パスワードの入力は必要なし



スライドショーを開始すると音声入りのデータが自動再生される。

(3) 視聴方法の工夫について

学校全体での視聴、学年や教科別での視聴等、各学校の実態に応じて視聴の方法を工夫してよい。

(4) 実施期間について

8月末までに実施する。

6 完了報告

各学校における本説明の実施完了後、以下の要領で完了報告を行うものとする。

<各学校>

市町村（学校組合）教育委員会に別紙様式1を電子メール添付にて提出

〔提出期限：9月4日（金）〕

<各市町村（学校組合）教育委員会>

管下の学校から提出された別紙様式1を別紙様式2に取りまとめの上、所管の教育事務所あて電子メール添付にて提出

〔提出期限：9月11日（金）〕

<各教育事務所>

管内の教育委員会から提出された別紙様式2を別紙様式3に取りまとめの上、義務教育課あて電子メール添付にて提出

〔提出期限：9月17日（木）〕

7 その他

本説明を視聴していない者に対する、令和3年度以降の対応については、学校長の判断で実施すること。